

7月から申し込みスタート キャッシュレスの買い物などで 最大5,000円分を ポイント付与

マイナンバーカードを持っている人が対象

マイナポイントはキャッシュレス決済事業者を通じて付与され、決済サービスでチャージや購入を行う際に利用できるポイントです。

ポイントの取得には、専用サイトやアプリで予約し、決済サービスを選択するなどの申し込みが必要。

9月以降にポイントが付与されます(先着順。国の予算で4,000万人分)。

詳しくは右記2次元コードから市ホームページへ。



問い合わせ 産業振興課 ☎(740)1162

介護保険料納入通知書を送付

問い合わせ 介護保険課 ☎(740)1148

今年度の介護保険料納入通知書を7月中旬に送ります。第1～3段階の人の保険料は、令和元年10月の消費税増税に伴う低所得者軽減強化により引き下げられています。

介護保険料は65歳以上の被保険者全員にかかり、徴収方法は原則、特別徴収(年金天引き)です。納付書が届いた人は、納期限までに納付してください。年金から天引きされている人や口座振替を利用している人は、手続き不要です。

また、要支援・要介護認定の人に7月末までに介護保険負担割合証を送付します。有効期間は令和2年8月1日(土)～3年7月31日(土)。新しい負担割合証は担当ケアマネジャーか施設に提示してください。

市長の資産や所得を公開

問い合わせ 秘書課 ☎(740)1103

川西市長の資産等の公開に関する条例に基づき作成された資産等補充報告書(令和元年(平成31年)中に新たに所有した資産など)と所得等報告書(令和元年(平成31年)中の総所得金額など)、関連会社等報告書(令和2年4月1日現在、報酬を得て、会社、法人の役員に就くもの)を公開。

各報告書は市役所2階の市政情報コーナーで閲覧できます。

柔道整復施術を受けるときの注意点

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)2006

国民健康保険加入者が健康保険を使って整骨院や接骨院で柔道整復施術を受けるときは、施術年月日や負傷部位、施術内容を記録し、保管してください。国民健康保険課が問い合わせる場合があります。保険の対象などは以下の通り。

【健康保険が使えるもの】

骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉離れなど(骨折と脱臼は原則先に医師の同意が必要)

【健康保険が使えないもの】

疲労性・慢性的な肩こり、筋肉疲労▷慢性病や長期の施術で改善されない症状▷医療機関で治療中の負傷▷労災保険が適用される仕事や通勤途中の負傷

国民年金保険料が納付困難な人へ 保険料免除制度と納付猶予制度

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1171

国民年金保険料を納め忘れていたり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。経済的な理由などで保険料の納付が困難な人は、保険料免除制度や納付猶予制度が利用できます。市役所1階の医療助成・年金課に備え付けの申請書に必要事項を書き、申請してください。50歳未満の人は、世帯主の所得に関わらず本人と配偶者の所得によって保険料の納付が猶予される場合があります。

土地・家屋などの実地調査を実施

問い合わせ 資産税課 ☎(740)1133

地方税法に基づき、固定資産税と都市計画税の課税対象となる土地・家屋・償却資産の実地調査を実施。身分証と名札を携帯した資産税課職員が、新築・増築家屋の建築資材などを調べます。適正な課税のため、調査に協力をお願いします。

家屋を取り壊した場合は、滅失届を市役所2階の資産税課へ速やかに提出してください。ただし、今年中に法務局で滅失登記をする場合は不要です。

交通事故が多発する時期です 交通ルールを守って事故を防止

問い合わせ 交通政策課 ☎(740)1180

7月15日(水)～24日(例)は夏の交通事故防止運動期間です。夏は暑い時間を避けて朝夕に活動する高齢者や、夏休みに屋外で活動する子どもが増えます。また、レジャーによる交通状況の変化や、暑さによる疲れから交通事故の多発が懸念されます。一人一人が交通ルールを守り、事故を防止しましょう。

特定保健指導利用券を送付

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)2006

国民健康保険加入者に、特定保健指導利用券を郵送しています。対象は、特定健診でメタボリックシンドロームのリスクが高いと判断された人。受診日から2～3カ月後に発送します。届いた人はぜひ利用してください(無料)。健診結果を参考に目標設定と生活習慣の見直しを専門家がサポートします。

8月1日から新受給者証に更新 国民健康保険高齢受給者証を送付

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)1170

国民健康保険に加入する70歳以上の人の国民健康保険高齢受給者証を更新します。7月末までに世帯主宛てで個人ごとに発送。8月1日からは新しい受給者証を保険証と一緒に使用してください。古い受給者証は破棄してください。

預かり保育・認可外保育施設などの利用者 利用料の返還手続きをお願いします

問い合わせ 幼児教育保育課 ☎(740)1175

幼児教育・保育の無償化の対象者(新2・3号)で、下記の対象サービスを4～6月に利用した人は、かかった費用を請求してください。預かり保育以外は、どこにも在籍していないか、認可外保育施設に在籍している人に限ります。

施設で配布する市指定の請求書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を書き、施設が発行した領収証と提供証明書、通帳のコピーなどを添え、在籍施設に提出してください。施設に在籍していない人は、市役所3階の幼児教育保育課に提出してください。

【対象サービス】

預かり保育▷認可外保育施設の保育料▷一時預かり▷病児保育▷ファミリー・サポート・センター



ひとり親の就職・キャリアアップ支援

問い合わせ こども支援課 ☎(740)1179

ひとり親の就職やキャリアアップのための受講経費(入学・受講料)の60%(上限20万円)を支給。雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座の受講経費に限ります。なお、雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格がある場合は、一般教育訓練給付金支給額を差し引いた額が支給されます。所得制限などの受給要件があり、講座受講前にこども支援課へ事前手続きが必要です。

午後3時以降の納付は各課へ

市役所の銀行窓口が午後3時までに変更

7月1日(水)から市役所1階の指定金融機関派出所窓口の業務時間が午後3時までに変更されます(これまでは4時まで)。

3時以降に市役所で納付する場合、市税は市役所2階の市税収納課、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は同1階の保険収納課、その他の市納付金は同1階の会計課へ。

問い合わせ 会計課 ☎(740)1231

健康増進で商品券がもらえる 健康マイレージ参加者を募集

問い合わせ 保健センター ☎(758)4721

市民の健康づくりへの動機づけや運動習慣の定着を図ることを目的に実施している「かわにし健康マイレージ」。イベントへの参加やウォーキングなどでポイントをため、商品券と交換することができます。令和3年3月末時点で30歳以上の市民から、新たに1,000人を募集します(定員超過の場合は抽選)。

希望者にはタニタの活動量計(5,000円相当)を進呈。申し込み方法など、詳しくは7月下旬ごろに全戸配布する応募用紙を確認してください。応募締め切りは8月21日(金)(必着)です。

7月1日から31日まで 住民基本台帳の閲覧状況を公表

問い合わせ 市民課 ☎(740)1166

住民基本台帳法に基づき、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表。

7月1日(水)から31日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)、市役所1階の市民課と各行政センター、市ホームページで閲覧できます。

納期限は7月31日(金)です

固定資産税・都市計画税(第2期)

課税に関する問い合わせは資産税課☎(740)1133、納付については市税収納課☎(740)1135へ

国民健康保険税(第1期)
後期高齢者医療保険料(第1期)
介護保険料(第1期)

詳しくは保険収納課☎(740)1177、介護保険課☎(740)1148へ